

平成 26 年 5 月

生産性向上設備投資促進税制に係る証明書発行について

一般社団法人日本産業車両協会

平成 26 年 1 月 20 日の産業競争力強化法の施行を受け、生産性向上設備投資促進税制が開始されましたが、同法の規定に基づき当協会では、税制の適用を受けることができる「先端設備（A 類型）」の証明書発行団体の一つに指定されましたので、証明書の発行を受けるための手順を以下の通りご案内いたします。

1. 税制の概要

経済産業省のパンフレット

http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyouka/seisanseikojo/pamphlet.pdf

経済産業省の概要説明資料

http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyouka/seisanseikojo/setsumeikai140120.pdf

(1) 税制措置と対象期間

	税制措置（以下のいずれかの選択）	
	償却	税額控除
平成 26 年 1 月 20 日から平成 28 年 3 月 31 日までに取得した設備	即時償却	5%
平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までに取得した設備	特別償却 50%	4%

※中小企業投資促進税制の上乗せ措置

	上乗せ措置（以下のいずれかの選択）	
	償却	税額控除
資本金 3,000 万円以下の法人及び個人事業主	即時償却	10%
資本金 3,000 万円越 1 億円以下の法人	即時償却	7%

(2) 税制利用者

青色申告をしている法人・個人事業主（ユーザー）

(3) 税制対象機器

設備種類	用途又は細目
機械装置	すべて（本会が証明可能な機械装置は（4）参照のこと）
工具	ロール
器具備品	試験又は測定機器 陳列棚及び陳列ケースのうち、冷凍機付又は冷蔵機付のもの 冷房用又は暖房用機器 電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器 氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー（電気式のものを除く。） サーバー用の電子計算機(その電子計算機の記憶装置にサーバー用のオペレーティングシステムが書き込まれたもの及びサーバー用のオペレーティングシステムと同時に取得又は製作をされるもの)
建物	断熱材 断熱窓
建物附属設備	電気設備（照明設備を含み、蓄電池電源設備を除く。） 冷房、暖房、通風又はボイラー設備 昇降機設備 アーケード又は日よけ設備（ブラインドに限る。） 日射調整フィルム
ソフトウェア	設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの

※ サーバー用の電子計算機については、中小企業者等（情報通信業のうち自己の電子計算機の情報処理機能の全部又は一部の提供を行う事業を行う法人を除く。）が取得又は製作をするものに限る。

※ ソフトウェアについては、中小企業者等が取得又は製作をするものに限る。

※ 車両及び運搬具に含まれる設備種類は税制の対象ではありません。どの設備種類に当たるかは固定資産台帳の記載事項を確認して下さい。

(4) 本協会の証明書発行対象設備

経済産業省による先端設備（A類型）に係る仕様等の証明を行う工業会等のリスト（平成26年4月24日時点、以下のURL参照）の製造業用設備等のうち、無人搬送システム等の“機械装置”として固定資産に計上されている産業車両類について、証明書の発行を行います。

http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyouka/seisanseikojo/list.pdf

(5) 税制対象機器が満たすべき適用要件

①最新モデルであること

【解説】

最新モデルとは、自社モデルの内、以下のいずれかのモデルのこと。

- ・一定期間内（機械装置であれば10年以内）に販売が開始されたもので、最も新しいモデル。
- ・販売開始年度が取得等をする年度及びその前年度であるモデル。
- ・機能や構造の変更など、大きな変更があった場合をモデル変更と位置付け、直近に行われたモデル変更において、変更前のものが1代前モデル、変更後のものが最新モデルとなる。ただし、デザイン（色等）の変更など、機能が変わらない変更についてはモデル変更には該当しない。

②生産性が（年平均1%以上）向上していること

【解説】

年平均1%以上向上は、旧モデル（最新モデルの一代前のモデル）と比較して、「生産性」が年平均1%以上向上しているものであること。

- ・「生産性」の指標については、「単位時間当たりの生産量」、「精度」、「エネルギー効率」等、メーカーの提案を元に、各証明団体がその設備の性能を評価する指標として妥当であると判断。
- ・あくまで比較するのは同メーカー内での新モデル・旧モデルであり、他メーカーとの比較や、ユーザーが元々使用していたモデルとの比較は行わない。
- ・特注品であっても、カスタムのベースとなる汎用モデルや中核的構成部品がある場合は、そのベースとなる旧モデルとの比較を行う。
- ・年平均の考え方は、例えば2010年に販売された新モデル（生産性105とする。）と2008年に販売された旧モデル（生産性100とする。）を比較すると以下の通り年平均2.5%向上となる $(105-100) \div 100 = 5 \div 100$ で5%向上。これを2（年）で割って2.5%。
- ・比較すべき旧製品がない新開発モデルの場合、比較対象指標がないため、類似する機能・性能を持つ設備があるものについては、生産性向上要件について、できるだけ当該設備との比較を行うこと。
- ・カスタマイズした設備など特注品の場合も、カスタムのベースとなる汎用モデルや中核的

③最低取得価額以上であること

設備種類	最低取得価額
機械装置	単品 160 万円
工具及び器具備品	単品 120 万円（単品 30 万円かつ合計 120 万円を含む。）
建物及び建物附属設備	単品 120 万円（建物附属設備については、単品 60 万円かつ合計 120 万円を含む。）
ソフトウェア	単品 70 万円（単品 30 万円かつ合計 70 万円を含む。）

(6) 税制全体に関するお問い合わせ先

<生産性向上設備投資促進税制>

経済産業省 経済産業政策局 産業再生課 直通：03-3501-1560

<中小企業投資促進税制（上乗せ措置）>

中小企業庁 事業環境部 財務課 直通：03-3501-5803

2. 証明書の発行案内

(1) 申請～発行手順

- ①対象設備を購入したユーザーは、該当設備を生産したメーカーに証明書の発行依頼をして下さい。
 - ②ユーザーから依頼を受けたメーカーは、証明書（様式1）、チェックシート（様式2）および添付資料（販売開始年度、生産性向上の指標が確認できる資料（カタログ、仕様書、要件内容が分かる資料））を本会宛に提出します。
様式2の記入例は下記 URL をご参考願います。
http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyouka/seisanseikojo/A5.pdf
 - ③本会では証明書およびチェックシートの記入内容を確認し、メーカーに証明書を発行します。（なお記入内容や資料等が不十分で、要件を満たしていることの確認ができない場合、証明書を発行することができないこともあり得ることに予めご留意願います。
また設備の種類によっては、他の証明団体への申請をお願いすることもあります。）
 - ④証明団体から証明書の発行を受けたメーカーは、証明書発行依頼があったユーザーに証明書を渡す。
 - ⑤ユーザーは、税務申告の際に確定申告書に証明書を添付して、税制措置を受ける。
- ※なお本会は記載された生産性向上要件について、確認のための実測等を行うものではありません。証明書の記載内容の正確性については申請されたメーカーにて保証いただきますようお願いいたします。

(2) 証明書発行手数料

①本会会員 一件 1,000 円

②本会会員以外 一件 3,000 円

※証明書を申請メーカーにお送りする際に請求書を同封させていただきます。

(3) 申請書送付先

〒107-0051 東京都港区元赤坂 1-5-26 東部ビル 3F

一般社団法人日本産業車両協会 業務部 証明書発行担当宛

電話 03-3403-5556 Fax 03-3403-5057 E-mail info@jiva.or.jp

以 上

【様式1】の記入要領

本会証明設備は①のみになります。

整理番号は証明団体に記入します。

(様式1)

(一社)日本産業車両協会指定用紙	
整理番号	
①下記②③以外の場合 <input type="checkbox"/>	
②当該設備が一代前モデルのソフトウェア組込型機械装置である場合 <input type="checkbox"/>	
③当該設備がソフトウェアである場合 <input type="checkbox"/>	

産業競争力強化法の生産性向上設備等のうち先端設備に係る仕様等証明書

設備の種類	(例)機械装置	
設備の用途又は細目	●●工業用設備	

当該設備の概要	設備の名称			
	設備型式			
	納入数量			
	納入年月	平成 年 月 (予定を記入すること)		
	設置場所	(事業所名)		
	(所在地)			

該当要件	①「最新モデル」に該当するか (※)当該設備がソフトウェア組込型機械装置(中小企業等が取得又は製作をするものに限る。)である場合は、「一代前モデル」でも可。	1.該当	2.非該当
	②「生産性向上」に該当するか (※)当該設備がソフトウェア(中小企業等が取得又は製作をするものに限る。)である場合、または比較すべき旧モデルが全く無い新製品の場合には、記載不要。	1.該当	2.非該当
	先端設備の当否	1.該当	2.非該当

該当要件欄に記載してある事項について確認し、該当要件を満たしていることを証明します。

平成 年 月 日

〒107-0051
東京都港区元赤坂1-5-26
電話:03-3403-5556
一般社団法人 日本産業車両協会

会長 佐々木 一衛 印

当該設備は、上記のとおりであることを証明します。

平成 年 月 日

製造業者等の名称 _____

製造業者等の所在地 _____

代表者氏名 _____ 印

(担当者氏名 _____)
(担当者連絡先(電話番号) _____)

(注)本証明書は、生産性向上設備投資促進税制(中小企業等においては中小企業投資促進税制の上乗せ措置を含む)の対象設備の要件とされている産業競争力強化法の生産性向上設備等のうち先端設備に係る要件(「最新モデル」、「生産性向上」の要件)を満たしていることを証明するものです。当該税制の適用を受けるためには、さらに、当該設備の価額が最低取得価額以上であること、産業競争力強化法施行日から平成29年3月31日までに取得等をし、かつ、事業の用に供すること等の要件を満たす必要があります。詳しくは当該税制の概要をご参照ください。
(<http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku/kyouka/seisanseikojo.html>)

氏名欄は、社長名でなくとも、取締役、事業部長等でも結構です。

上欄には、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」上の設備の種類(機械及び装置、器具及び備品、工具など)を記入。下欄には、機械及び装置であれば、食料品製造業用設備、繊維工業用設備などを記入。

【様式2】 チェックリスト

		製造業者記入欄	証明者 チェック欄
該 当 要 件	最 新 モ デ ル に 該 当 す る か	<p>1. 該当 2. 非該当</p> <p>下記の（ア）又は（イ）のいずれかに該当</p> <p>（ア）当該設備は、取得等をする年度から起算して、一定期間（※1）以内に販売が開始されたものであり、かつ販売以降、当該設備より新しい同種同用途のモデルは販売されていない。</p> <p>（イ）当該設備は、販売開始年度が取得等する年度及びその前年度であるモデルである。</p>	<p>販売開始年度 年度</p> <p>取得等をする年度 年度</p>
	生 産 性 向 上 に 該 当 す る か	<p>1. 該当 2. 非該当</p> <p><比較指標></p> <p>（*）以下の1～4までのいずれかの指標で比較</p> <p>1. 生産効率 【 】</p> <p>1. 精度 【 】</p> <p>1. エネルギー効率【 】</p> <p>1. その他 【 】</p> <p><比較数値></p> <p>（一代前モデル）：</p> <p>（当該設備）：</p> <p><生産性向上></p> <p>年平均 %</p>	
	先端設備の可否	1. 該当 2. 非該当	

※1 一定期間は機械装置の場合 10 年